



令和4年11月11日

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅 一



議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び
教育長の給料及び期末手当の額について（答申）

令和4年10月7日付け4人第110号で諮問のあったこのことについて、
公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記の
とおり答申します。



別 記

1 議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額

(1) 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額 (以下「月例給」という。)

据置きとすることが適当である。

(2) 議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額 (以下「期末手当額」という。)

次のとおり、期末手当額については、支給月数を0.05月分引上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市 長	3. 25月	3. 30月	0. 05月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

令和4年12月1日から適用し改定することが適当である。

3 審議會の内容

本審議會は、市長から議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和4年10月7日に審議會を開催し、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。審議は、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

令和4年人事院給与勧告において、国家公務員の一般職の給料月額若年層の職員を平均0.3%引上げ、期末勤勉手当の支給月数は0.10月分引上げの勧告がなされた。また、国家公務員の指定職の給料月額は据置

き、期末勤勉手当の支給月数は0.05月分引上げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料月額が若年層の職員を平均0.3%引上げ、期末勤勉手当は4.30月分から4.40月分へ0.10月分引上げ、勤勉手当の支給月数に引上げ分を反映させる増額改定を行う方向で事務が進められている。

(3) 経済情勢

日本経済全体では、新型コロナウイルス感染症対策に係る規制の緩和が実施され始め、徐々にコロナショック前の生活様式に戻ろうという動きが見受けられるものの、資源価格上昇や日米金利差拡大を受けた円安によって物価上昇圧力が高まっており、依然として厳しい状況にある。これは、本市においても同様な印象を受ける。先行きについては、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、回復していくことが期待されるが、引き続き内外の感染症の動向やその影響、資源価格や海外の経済・物価動向などが与える影響に注視する必要があるとされている。

(4) 財政状況

本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国的な比較では上位に位置する。

(5) 特別職の職責

市長、副市長及び教育長は、新型コロナウイルス感染症の対策を図りながら、市政運営に積極的に取り組んでいる。

また、議会の議員についても、開かれた議会を目指すため意見交換会や議会報告会を実施するなど、議会の活性化及び改革に積極的に取り組んでいる。

(6) 特別職の月例給の水準

支給額を比較すると、本市の特別職の月例給は、平均並みかやや低い水準にある。

本審議会としては、上記の論点を中心に議論が展開されたが、令和4年人事院給与勧告では指定職の月例給は据え置かれ、期末勤勉手当は0.05月の引上げが勧告されたことなどを念頭に置き審議を進めた。

その中で、地域経済は、資源価格の上昇や日米金利差拡大を受けた円安に

よる物価高騰等の影響により依然として厳しい現状にあるが、県内各市の対応状況についても人事院給与勧告に準じた対応がなされていることなどを総合的に検討した結果、月例給は据置きとし、期末手当額を0.05月分引上げることが適当であるとの結論に至った。

